

令和元年第4回設楽町議会臨時会会議録

令和元年11月18日午前9時00分、第4回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 七原 剛	2 原田直幸	3 加藤弘文
4 今泉吉人	5 金田敏行	6 金田文子
7 伊藤 武	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 高森陽一郎	12 松下好延

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	澤田周蔵
津具総合支所長	村松静人	生活課長	久保田美智雄
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	金田敬司	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第11号 専決処分の報告について
日程第5	議案第70号 和解及び損害賠償の額の決定について
日程第6	議案第71号 財産の取得契約の締結について

会 議 録

開会 午前8時58分

議長 おはようございます。定刻より少し早いですが、全員おそろいなので会

議を始めたいと思います。それでは、ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達していますので、令和元年第4回設楽町議会臨時会を開会いたします。はじめに、開会にあたり、町長よりあいさつをお願いをいたします。

町長 皆さんおはようございます。本日、議員各位におかれましては、臨時議会を開催をお願いをさせていただきましたところ、全員の皆さん方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。臨時議会開催にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

11月も半ばを過ぎ、朝夕はめっきり寒くなり、紅葉前線も平地まで降りてきた模様ですし、霜の便りも聞かれるようになってまいりました。今後は、気温の急激な変化によります風邪ですとか、インフルエンザ等の流行が心配となってくる季節を迎えてきますので、議員の皆様方におかれましても、健康には十分御留意をいただきたいと思います。

まず「セントラルラリーAichi/Gifu2019」について報告をいたします。11月9日土曜日と10日の日曜日に、愛知・岐阜の両県を舞台に、セントラルラリーAichi/Gifu2019が開催されました。11月10日の日曜日には、名倉地区から津具地区内に設定がされました区間で協議が行われ、沿線では多くの皆さん方が声援を送っていただきました。また、私も、関係自治体を代表いたしまして、愛・地球博記念公園で行われました式典に出席をいたしまして、国際格式部門総合3位の選手たちにトロフィーを授与してまいりました。今回のテストイベントは、事故や道路破損、また苦情等もなく無事終了したと聞いております。来年の開催が決まったWRC世界ラリー選手権「ラリー・ジャパン」に向けて、お客様に御来場していただきますための仕掛けですとか、また情報発信など準備をしてまいりたいと考えております。

次に「ファーマーズマーケット設楽せいいい」について報告します。道の駅清嶺のPRと、出店していただく方の掘り起こしを兼ねて、8月に続いて11月9日土曜日に「ファーマーズマーケット設楽せいいい」を、清崎の営林署の土地をお借りいたしまして開催をいたしました。来場者は、どちらも400人ほどでありましたが、今回は、町外から6割、清嶺地区以外から2割と、町外あるいは地域外からの来場者が少しずつ増えてきたなどというふうに感じております。道の駅清嶺のオープンまでの間、定期的な開催をし、設楽町をPRしながら、町民の皆様の出店意欲を喚起できるよう、働きかけていきたいと考えております。

次に「設楽町民文化祭」について報告します。11月8日金曜日から10日曜日の3日間、奥三河総合センターを中心に「設楽町民文化祭」が開催

されました。9日の文化協会芸能大会では、大正琴ですとかまたダンスなどが披露され、10日の町民音楽祭では小学校全校児童による合唱ですとか、また個人によるピアノ演奏などが、一時は立ち見が出るほど盛況に行われました。

本日は、工事請負契約の変更の専決処分1件、和解及び損害賠償の額の決定1件、財産の取得契約1件を上程させていただきました。なお、人事院勧告に伴う条例改正と補正予算を上程する予定でございましたが、関連法令の国会審議に時間を要しましたので、12月定例会に上程をさせていただく予定でございます。これらの上程議案について、慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、臨時議会の審議に先立ちまして、あいさつとさせていただきます。

議長 それでは、これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番田中邦利君及び11番高森陽一郎君を指名します。よろしく願いをいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。本臨時会の会期は、本日1日間といたします。御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和元年10月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管していますので必要な方は閲覧をお願いをいたします。

次に、議員派遣の件について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告をいたします。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、報告第11号「専決処分の報告について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 報告第 11 号「専決処分の報告について」、田口地内の平成 30 年度繰越明許費であります簡易水道配水管更新工事(H30-1)につきましては、平成 30 年 6 月 19 日の 6 月議会及び平成 31 年 3 月 25 日の 3 月議会において、工事請負契約の締結及び変更に係る議会議決をいただきましたが、このたび設楽町長の専決事項の指定第 1 項に該当する 300 万円以下の契約金額の変更が生じたので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により令和元年 10 月 18 日に別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第 2 項の規定に基づき議会へ報告するものであります。今回の変更内容は、別件であります下水道工事の舗装復旧工事の発注に伴い、配水管更新工事による舗装復旧面積 207 m²の減少及び施工日数の減により交通保安員の延べ人数が 41 人減少したことにより、本年 3 月議会による変更契約金額 50,583,960 円から 48,077,280 円に 2,506,680 円減額する変更であります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。報告第 11 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第 11 号は終わりました。

議長 日程第 5、議案第 70 号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 70 号「和解及び損害賠償の額の決定について」、本議案における和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。本件の概要につきましては、平成 31 年 3 月 7 日午前 9 時 50 分頃、設楽町清崎字大久賀田地内の町道平野松戸線第一トンネルにおいて、賠償の相手方である株式会社弥生運輸の工事用資材を搬入する大型トラックがトンネル内に進入し、天井にトラックのアルミ製リアボディが接触、破損した事故であります。その後、時間は経過しましたが、双方で協議し、このたび示談の合意に至ったことにより議会へ上程するもので、和解及び損害賠償額の内容につきましては、損害金額 9,200 千円について、道路管理者として正式な規制標識の設置がなく、管理上の瑕疵があると判断されたことにより、設楽町、相手方の過失割合を互いに 50%とし、相手方に損害賠償額 4,600 千円を支払うこと及び当該損害賠償のほか債権債務がないことを相互に確認することとあります。なお、損害賠償額の全額は、町が

保険加入している損害保険ジャパン日本興亜株式会社が相手方に支払うもので、町の実質的な支出はありません。当該事項の詳細及びその後の対応について建設課長から説明します。

建設課長 ただいま副町長から説明させていただきましたように、本年3月7日に、清崎字大久賀田地内の町道平野松戸線第一トンネル内において、松戸側から清崎側へ通過しようとした高さ3.79m、幅2.5m、長さ11.95mの大型トラックのリアボディーのアルミコンテナが接触し破損したものとあります。経緯といたしましては、事故の発生が3月7日、相手方より約1ヶ月後の4月8日に建設課へ電話で連絡がございました。道路管理者の責任と保険適用の可否についてお問い合わせがありました。そのときは、事故の状況を聞き取るとともに、事故証明書などをいただきたい旨を相手方にお伝えをいたしました。翌日の4月9日には、町で現地の確認を行いました。その結果、トンネルの中央付近のおよそ3.7mの高さの側壁で接触痕が確認できました。また、トンネル入口に任意で設置されました進入高さ3m以下の注意看板は確認することができましたが、道路法による高さを制限する規制標識は確認することができませんでした。また、あわせて町内にあるそのほかのトンネル10ヶ所についても、同様に高さの規制の必要があるか、また高さ規制が必要な場合、道路法による規制標識が設置されているかを確認いたしました。その結果、そのほかのトンネルには未設置箇所はございましたが、町道平野清崎線の箱上橋において、進入高さを制限する鉄製の門に任意の注意看板のみが設置されている状況で、道路法による規制標識が設置されていなかったために、今回の事故箇所とあわせて4月末までに高さ制限3.0mの規制標識を設置いたしました。6月11日に町で掛けています総合賠償保険の保険会社を通じまして、保険会社の顧問弁護士に相談とともに、示談交渉の依頼をいたしました。そして、先月10月9日に弁護士から示談の内諾を得ることができたとの連絡があり、示談書の締結に先立ち、本日、議会の議決をお願いするものであります。示談の内容としては、道路法に規定された規制標識が設置されていなかったことから、車両制限令による高さ3.8m、幅2.5m、長さ12m以下の車両が安全に通行できない状況であったと判断され、道路管理者として、トンネルの管理上の瑕疵があったと判断される一方で、相手方の過失相殺割合については50%で合意され、町の責任割合は50%、賠償金額4.600千円となりました。今回の示談結果につきましては、過去にはほかの自治体で発生しました今回と同様の事故での判例では、道路管理者の責任割合が70%ほどと、今回より高かったこと、また相手方より修理した場合に発生する代車補償等の請求がないことなどから、町の責任割合50%は妥当であると考

えております。最後に今回の事故を教訓にいたしまして、今後このような事故が発生しないような道路管理を行っていきたいと思っております。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 70 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田 ただいまの説明でよくわかりました。負担割合についても納得できるものだっていうことはわかったんですが、それよりもこういうことがおこる以前のことに、これはダム工事のために大きなトラックが入ってくるっていうことがわかっていたのではないかと思うんですが、もちろん町の担当がもっとよく注意して正規の規制標識をつけておけばよかったです。ダム工事事務所などの方々はそういうことをこちらにも、あるいはなんとかをっていつてる会社についても注意するようになっていうようなこと、御案内はなかったのでしょうか。

建設課長 私もダム工事事務所さんなどと、ちょっといろいろお話したんですけども、今回の事故につきましては、請け負った業者さんが物品を注文してその納入する業者さんが頼んだ運送会社さんが配送途中におこした事故ということでして、ダム工さんたちも、もちろん業者さんには十分安全は注意するようにとはいうことでしてるわけなんですけども、今回は申し訳ないんですけども、町のほうの標識が未整備で運転手さんの標識がないので通常の車両制限令に、内の車両だったら入れるだろうって判断で入ったということでしたので、今回は町の責任もやはりあるということでのような形になりました。以上です。

議長 ほかにありませんか。

10 田中 町の責任が半分ということなんですけども、その責任はどなたがとるのか。事故がおきた原因は不可抗力なのか。あるいは、管理しなければならない道路をきちんとしていなかった。そこの原因によることによる責任があるのかどうか。これ 1 点。

もう 1 点は、今後、こういうことがおきないようにするというふうに言われましたけれども、具体的にはどんな手立てを考えてみえるのか。以上です。

建設課長 道路の管理上の瑕疵でおきた事故ですので、私に責任があると考えております。

またもう 1 個、今後の対策なんですけども、先ほど説明させていただいたように、町内、今トンネルが 11 ヶ所、事故含めたトンネル含めて 11 ヶ所あるんですけども、11 ヶ所のトンネルすべて一度点検して車両制限令の車両が通行できるかどうか、またできない場合はちゃんと標識が立っている

るかどうかを確認させていただきました。その結果、先ほどお話ししたように、今回、おこったトンネルの松戸側の入口に立ってなかったということと、清崎の小学校の裏の箱上橋の入口に鉄製の侵入制限の門が作ってあるんですけど、そこに標識が立っていなかったということで、今回、設置をして大きな車両は入れないように、法的に入れないように対応いたしました。ほかにもいろいろ狭い道はあるかと思うんですけども、そのへんの道についてもこれからは点検をして、制限をかけなければいけない箇所については制限をかけていきたいと思っております。

11 高森 和解の内容で、過失割合が5割、5割なんですけど、相手方が認めた過失内容はどういうものでしょうか。

建設課長 相手方の過失としては、やはり運転手としての安全確認ということで50%。こちらの弁護士さんと相手の弁護士さんとのやりとりのなかで、そのような形に最終的には和解をしたと聞いております。以上です。

議長 ほかにありますか。

4 今泉 損害額が4,600千円、保険会社が支払うと言っているんですけど、そもそも損害保険の掛け金は年間いくらで、保険会社に支払った後の掛け金は年間どのようになるのか説明してください。

総務課長 詳細な金額について、ただいま手持ちに数字がございませんので、また折をみて説明させていただきます。

議長 ほかにありますか。よろしいですか。

それでは暫時休憩といたします。

休憩 午前9時22分

再開 午前9時26分

議長 休憩前に引き続き会議に戻ります。

総務課長 先ほどの件、失礼しました。全国町村会総合賠償補償保険ということで、こちらですね、掛け金の考え方が住民の数に料率を掛けていくという金額でして、で公共施設等での事故がおこった場合に保険がおりるということでございます。年間の保険料として41万、これ31年、令和元年度ですね、元年度の金額で申し上げます。417,252円になっております。以上です。

変動はありません。

4 今泉 そうすると、保険金の支払った金額で上がるってということはないってことですか。

総務課長 この保険に関してはそのとおりです。そういう考えです。

議長 ほかにありますか。

5 金田 先ほどですね相手方の過失は、運転手の安全確認不足だったという

ことだったんですけれども、ちなみにこのトラック、俗に言う 12mトラックだと思っんですけれども、最大積載量は何トンですか。

総務課長 今ですね、保険に係るところの事故状況報告というところの記載でいいますと、13,800 kg、13.8 トンの積載の記載があります。以上です。

5 金田 これ、車両運送法でですね、はっきり言いますけど、10 トン車以上の車っていうのは、事前にどの経路を通ることを事前に通告しなければならないことになっているんですけれども、当然、通告してあると思っんですけれども、そのときに、そうならばそのときにこのトンネルを通らなきゃならないっていうのは、車両運行管理者がやるべき、確認するべきことだと思っんですけれども、その点のうちはないのですか。

建設課長 今、金田議員の言われたように、うちの道路の場合は総重量 20 トン以上の車両が通過する場合は事前に許可の申請が出てきます。ただ、今回の車両ですけれども、最大積載量が 13.8 トンでしたが、当時の積載量が 420 kg しか積んでないということで、車体本体の 11.08 トンとあわせても 20 トン以下ということで、今回は事前の許可、特車の申請は出ておりませんでした。出ていなくても通行はできるものと思っております。

5 金田 いえ、あのね、許可じゃなくてですね、10 トン以上の車というのは、これ 13 トンですね、という車は事前にこういう経路でここを通りますよと通告しなければならないと思っんですけれども、それ違いますか。

建設課長 すみません。私の認識不足かもしれませんけれども、積載量 10 トン以上の車の事前通告というのは、役場のほうには今まで出てきたことがございませんので。

5 金田 警察への届出ですが。

建設課長 そちらのほうは、ちょっとすみません。私のほうでは確認できておりません。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 よろしいですか。それでは質疑を終わります。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 70 号の採決をします。採決は起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 70 号は、可決されました。

議長 日程第 6、議案第 71 号「財産の取得契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 71 号「財産の取得契約の締結について」、本議案の LGWAN 接続系パソコン 46 台の購入に係る契約の締結につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する予定価格 700 万円以上の財産の取得に該当し、指名競争入札により財産の取得金額を 5,466,010 円として、落札者の株式会社ヒミカと仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。今回の財産取得は、平成 24 年に購入したパソコンについて、Windows 7 のサポート終了に伴い、職員用 LGWAN 接続系パソコンを更新するもので、次ページに入札に係る参考資料を添付してありますが、10 月 31 日の 5 社による入札結果は税抜き 7,959,800 円の予定価格に対し、落札価格は税抜き 4,969,100 円、落札率は 62.43%で、具体的な仕様は参考資料に記載したとおりであります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 71 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 参考資料の一番下の四角書きの中に、購入仕様の説明がありまして、上から 5 番目か、「製造会社富士通、NEC、日立、EPSON のいずれかに限る」となっておりますが、ヒミカが納入するパソコンはそのメーカー、どのメーカーでしょうか。

総務課長 すみません。ちょっとヒミカさんと何かというところまで確認、私できておらないですけれども、ヒミカさんですと、通常ですと富士通の導入になろうかと思えます。

10 田中 通常、富士通のパソコンになるということなんですが、富士電機株式会社中部支社っていうのは、富士通のパソコン扱っておる会社だと思うんですけども、そこも入札しております。その富士通の本家の入札額がヒミカよりもすごく高いと。これはどういう意味なんでしょうか。

総務課長 おっしゃるとおり、この入札の結果見まして、私もちょっとどうしたんだろうというところだったんですけども、なぜここまでずれたかというところについては、把握できておりません。以上です。

1 七原 この予定価格自体はですね、どのように算定された数字でしょうか。

総務課長 参考見積もりにより積算した数字であります。以上です。

10 田中 入札の担当者が疑問を持つような契約が、このまま議会に提出されて、しかもまた議会で承認されるというのは変な話になってしまうんじゃないでしょうか。

総務課長 適正だというか、予定価格でですね、税抜き 800 万弱の金額に対し

て、落札者の金額は税抜き 500 万弱ということでありまして、46 台ですね、
ですので 1 台あたり 10 万強ということでもありますので、適正と判断してお
ります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ほかにないようですので、質疑を終わります。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 71 号の採決をし
ます。採決は起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は起
立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 71 号は、可決されました。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで閉会といたし
ます。

閉会 午前 9 時 41 分